

令和7年度 安曇野市 市税・料金

などの納期限一覧表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
市県民税 (普通徴収分)			1期 30日(月)		2期 9月1日(月)	
固定資産税	1期 30日(水)			2期 31日(木)		
軽自動車税(種別割)		1期 6月2日(月)				
下水道事業受益者 負担金(分担金)					1期 9月1日(月)	
霊園管理料 道路占用料・公共物占用料	1期 30日(水)					
国民健康保険税 (普通徴収分) 後期高齢者医療保険料 (普通徴収分)	1期 30日(水)	2期 6月2日(月)	3期 30日(月)	4期 31日(木)	5期 9月1日(月)	6期 30日(火)
介護保険料 (普通徴収分)						
保育料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
住宅家賃 駐車場使用料	30日(水)	6月2日(月)	30日(月)	31日(木)	9月1日(月)	30日(火)
教職員住宅貸付料						
水道料金 偶数月:穂高・三郷 奇数月:豊科・堀金・明科	4月請求分	5月請求分	6月請求分	7月請求分	8月請求分	9月請求分
下水道使用料 偶数月:豊科・堀金・明科 奇数月:穂高・三郷	30日(水)	6月2日(月)	30日(月)	31日(木)	9月1日(月)	30日(火)
学校給食費		1期 6月2日(月)	2期 30日(月)	3期 31日(木)	4期 9月1日(月)	5期 30日(火)

- 各月の納期の下の日付が納期限および口座振替日です。
- 口座振替を利用している人は各納期の口座振替日に登録口座より振替を行いますので、前日までに残高の確認をお願いします。また、残高不足により振替不能になった場合は、翌月の15日以降に再振替となります。道路占有料、公共物占有料は再振替を行いません。

10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	担当課・ 問い合わせ
3期 31日(金)			4期 2月2日(月)	随期 3月2日(月)	随期 31日(火)	税務課 市民税担当 TEL71-3111
		3期 25日(木)		4期 3月2日(月)		税務課 家屋担当 TEL71-2482
						税務課 諸税係 TEL71-2484
2期 31日(金)		3期 25日(木)		4期 3月2日(月)		下水道課 TEL71-3182
						環境課 TEL71-2491
						維持管理課 TEL71-2331
7期 31日(金)	8期 12月1日(月)	9期 25日(木)	10期 2月2日(月)	11期 3月2日(月)	12期 31日(火)	国保年金課 TEL71-2475
						高齢者介護課 TEL71-2472
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	こども園幼稚園課 TEL71-2256
						建築住宅課 TEL71-2245
31日(金)	12月1日(月)	25日(木)	2月2日(月)	3月2日(月)	31日(火)	学校教育課 TEL71-2224
10月請求分	11月請求分	12月請求分	1月請求分	2月請求分	3月請求分	上下水道料金 センター (堀金支所内) TEL72-4333
31日(金)	12月1日(月)	25日(木)	2月2日(月)	3月2日(月)	25日(水)	
6期 31日(金)	7期 12月1日(月)	8期 25日(木)	9期 2月2日(月)	10期 3月2日(月)		学校給食課 TEL72-2674

- 下水道使用料には、豊科地域の一部の合併浄化槽使用料・明科地域の一部の農業集落排水施設使用料が含まれます。
- 納期限が過ぎても納付がない場合、督促状を発送します。(4月以降、納期限を迎える市税・料金は督促手数料がかかります。)
- 問い合わせは各担当課にご連絡ください。